

静岡県告示第824号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年12月16日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士富士宮 由比線	富士市間門字壇113番の3 地先から	前	15.8~16.8	53.0
		富士市間門字上ノ山182番 の7まで	後	11.2~15.4	53.0

=====

静岡県告示第825号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年12月16日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津藤枝線	藤枝市立花二丁目6番の23 から	前	9.0~14.0	144.7
		藤枝市立花二丁目5番の46 まで	後	11.4~15.6	144.7

=====

静岡県告示第826号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和4年12月16日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	川根寸又峡線	榛原郡川根本町奥泉字小河内121番の5地内	前	10.4~34.7	83.0
			後	12.3~35.5	83.0

=====

静岡県告示第827号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年12月16日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大富藤枝線	㊤ 藤枝市立花二丁目7番の4地先から 藤枝市立花二丁目5番の7地先まで	前	㊤ 7.5~14.8	㊤ 131.3
		㊤ 藤枝市立花二丁目7番の4地先から 藤枝市立花二丁目5番の7地先まで		㊤ 7.5~14.8	㊤ 131.3
		㊦ 藤枝市立花二丁目7番の3から 藤枝市郡字山ノ鼻716番の2まで	後	㊦ 27.0~47.0	㊦ 252.4